

本山学園 岡山医療専門職大学ガバナンス・コード

2024年9月1日制定

学校法人本山学園

目 次

はじめに	1
第1章 建学の精神・教育理念に基づく人材育成	1
1-1 建学の精神・理念	1
1-2 教育と研究の目的	1
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	3
2-1 理事会	3
2-2 理事	4
2-3 監事	5
2-4 評議員会	6
2-5 評議員	6
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	7
3-1 学長	7
3-2 教授会	7
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	8
4-1 学生に対して	8
4-2 教職員等に対して	8
4-3 社会に対して	9
4-4 危機管理及び法令遵守	10
第5章 透明性の確保（情報公開）	10
5-1 情報公開の充実	10

はじめにー「学校法人本山学園 岡山医療専門職大学ガバナンス・コード」策定にあたってー

近年、少子化の進行やグローバル化、情報化社会への対応が求められる中、学校法人における経営の安定性と社会的信頼は、ますます重要な要素となっています。これに伴い、迅速かつ的確な対応が必要とされる一方、2019年の私立学校法改正や「私立大学版ガバナンス・コード」に基づくガバナンス強化は、学校法人運営における大きな改革となっています。

この改正は、私立学校の自主性・自律性を最大限に活かしつつ、ステークホルダーに対して説明責任を果たし、健全な発展を促す運営体制の整備を求めるものです。本学園もこの趣旨に基づき、ガバナンス・コードを策定し、透明性のある運営と教育研究の質の向上を図りながら、社会的責任を果たしていきます。

本法人は、建学の精神に基づいた教育理念を掲げ、自主性と自律性を高めつつ、社会の変化に対応した学校づくりに取り組みます。今後も、運営基盤の強化とともに、教育研究の質の向上、社会への貢献、そして透明性の確保を目指し、ガバナンス体制を充実させてまいります。

第1章 建学の精神・教育理念に基づく人材育成

1-1 建学の精神・理念

(1) 建学の精神

本山学園は、「豊かな人間性と創造力を養う」「自主の精神を養う」「国際的視野を養う」という建学の精神の下で、時代のニーズと社会の要請に応える人材の養成に率先して取り組んで参りました。

変化する社会と時代のニーズに応えるためには、人の心を豊かにする懐の深い人間力と新たなサービスを生み出す創造力を備え、自ら学び探究する自主の精神を持ち、異なる文化を持つ外国人とも応接できる国際性を備えた人材が必要です。

学園は、建学の精神を基礎として、卒業後即戦力として活躍できる専門知識と技能及び人間味溢れる心とマナーを身につけるとともに、自ら学び続ける自己研鑽姿勢と探究力及び生涯にわたって挑戦を繰り返すことができる基盤力の育成に特に力をいれた教育を行っています。

(2) 教育理念

岡山医療専門職大学（以下「本学」と略称）は、学園の建学の精神に則り、自ら学び探究する姿勢と懐の深い人間力を涵養し、社会の発展と健康福祉の向上に資する価値を生み出すための「高度な実践力」と「豊かな創造力」及び「多角的な専門的視野」を陶冶し、生涯を通じて自己研鑽と挑戦を続ける胆力を育くむことを、その教育理念としています。

長い人生を生き抜く基盤力と専門力を備え、自分を究め、未来を切り拓く力を身につける教育を目指しています。

1-2 教育と研究の目的

(1) 建学の精神に基づく教育目的等

本学の使命は、激しい変化の時代のリハビリテーション医療をリードしイノベーションを起

こしていく「高度な実践力」と「豊かな創造力」を備え、さらに医療人に強く求められる「深い人間力」を併せもつワンランク上のかつ即戦力の専門職業人を育成することです。持続的な自己研鑽姿勢と探究力並びに懐の深い人間力を身につけ、多角的に磨かれた実践的専門力を駆使して、医療機関におけるリハビリテーション治療に止まらず、人々の健康寿命を延伸させ、自立した生活を支援する事業を立ち上げ、生き甲斐をもって暮らせる地域社会づくりに主導的役割を果たし、時代を牽引する新しい医療サービスの在り方を提示し、安心して豊かさが実感できる地域の創生と発展に寄与する人材を養成することです。

本学は、学園の建学の精神に則り、最新の専門知識と高度な実践技能を備え、高質なヒューマンサービスを生み出し、職業専門業務を主導できる創造性豊かな人材を育成し、社会の進歩と健康増進及び福祉の向上に貢献することを目的として掲げています。そして健康科学部は、高い倫理観と深い人間力を基礎とし、最新の知識と専門技術を備え、高い実践力と新たなサービスを生み出していく豊かな創造力を備えた理学療法士及び作業療法士を育成することを目的として、各学科の養成すべき人材像を次のように定めています。

(理学療法学科)

最新の理学療法専門知識と高度な実践技能を保持し、自己研鑽を怠らず、対象者の思いを受け止め共有し、身体機能の維持・改善及び予防に寄与する力を高め健康寿命の延伸のために尽力し、地域のニーズに対応する新しいサービス事業を展開し、地域の創生に多職種と協働して貢献する人材。

(作業療法学科)

最新の作業療法専門知識と高度な実践力を保持し、自己研鑽を怠らず、対象者の思いを受け止め、子供から高齢者に至る幅広い世代が住み慣れたところでいきいきと生活するために必要なサービスを提供し、地域の多様な主体と協働して安心して暮らせる地域コミュニティづくりに貢献する人材。

(2) 中期目標・中期計画の策定と実現に必要な取組みについて

- ①安定した経営を行うために、認証評価を踏まえて中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期的な計画の検討・策定をします。
- ②中期的な計画の進捗状況、財務状況については、理事会と評議員会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。
- ③財政的な裏付けのある中期的な計画の実現のために、外部理事を含めた経営陣全体や、経営陣を支える教職員の経営能力を高めていきます。
- ④改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。
- ⑤経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けするなど法人全体の取組みを徹底します。
- ⑥中期目標の内容は、次のとおりです。
 - ・質を伴う学生を安定的に確保する。

- ・専門職大学としての教育の水準と実績を担保する。
- ・「実践の理論」を重視した研究活動を推進する。
- ・教員の資質と力量の向上に努める。
- ・地域間及び大学間連携を推進する。

(3) 社会的責任等

- ① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。
- ② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、学生父母、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。
- ③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成二十五年法律第六十五号）及び関連法令に準拠し、多様性への対応を実施します。

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っている。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たす。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築する。

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

①意思決定の議決機関としての役割

ア理事会は、本法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。

②理事会の議決事項の明確化等

ア 理事会において議決する本法人における重要事項を寄附行為等に明示します。

イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。

ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。

③理事及び大学運営責任者の業務執行の監督

ア 理事会は、理事及び設置大学の運営責任者（学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。

イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。

④実効性のある開催

ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、予想される審議事項については事前に決定して全理事で共有します。

イ 審議に必要な時間は十分に確保します。

⑤役員（理事・監事）は、（ア）その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、（イ）その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。

⑥役員（理事・監事）が本法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。

⑦理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わるできません。

2-2 理事

（1）理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

①理事長は、本法人を代表し、その業務を総理します。

②理事長を補佐する理事として、副理事長を置き、補佐又は分掌すべき事項は、理事会の意見を聴いて理事長が定めます。

③理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。

④理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、副理事長がその職務を代理し、又はその職務を行うとしています。

⑤理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。

⑥利益相反取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載します。

⑦理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。

⑧理事は、本法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。

⑨本法人と理事との利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受けることとします。

（2）学内理事の役割

①教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、本学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。

②教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。

（3）外部理事の役割

①複数名の外部理事（私立学校法第 38 条第 5 項に該当する理事）を選任します。

②外部理事は、本法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において様々な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。

③外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に

行います。

(4) 理事への研修機会の提供と充実

全理事（外部理事を含む。）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。

2-3 監事

(1) 監事の責務（役割・職務範囲）について

- ①監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。
- ②監事は、その責務を果たすため、理事会・評議員会その他の重要会議に出席して意見を述べることができます。
- ③監事は、本法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。
- ④監事は、本法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。
- ⑤監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をする恐れがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができます。

(2) 監事の選任

- ①監事の独立性を確保する観点を重視し、理事会において選出した候補者から評議員会の同意を得て、理事長が監事を選任します。
- ②監事は2名置くこととします。
- ③監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。

(3) 監事監査基準

- ①監査機能の強化のため、寄附行為に監事の職務を定めている。
- ②監事は、監査計画を定め、理事長に通知します。
- ③監事は、学校法人本山学園内部監査規程に基づき監査を実施し、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事長に報告し、これを公表します。

(4) 監事業務を支援するための体制整備

- ①監事、公認会計士及び内部監査室の三者による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。
- ②監事機能の強化の観点から、定期的に監事間の連絡・調整・協議を実施します。
- ③監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。
- ④本法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための監事サポート体制を整えます。

⑤その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

次に掲げる事項について、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聴きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

- ① 予算及び事業計画
- ② 事業に関する中期的な計画
- ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給の基準
- ⑤ 予算外の新たな重要な義務の負担又は権利の放棄
- ⑥ 寄附行為の変更
- ⑦ 合併
- ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散
- ⑨ 収益事業に関する重要事項
- ⑩ 寄附金品の募集に関する事項
- ⑪ その他本法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(2) 評議員会の運営

- ① 評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。
- ② 評議員会は、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。
- ③ 評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。

2-5 評議員

- ① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。
- ② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。

ア 本法人の教職員で理事会において推薦された者から評議員会において選任した者

イ 法人の設置校の卒業生で25歳以上の者から理事会で選任した者

ウ 学識経験者の内から理事会で選任した者

- ③ 本法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

- ①本法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。
- ②本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）

学長は、岡山医療専門職大学学長および学部長の選考規程に基づき、「岡山医療専門職大学健康科学部の教育理念や目的・使命に共感し、人格高潔で、優れた業績および教育について深い理解と識見を有し、大学をマネジメントできる者でなければならない」としています。また、本学においては、教学における意思決定及び業務遂行の最終責任者は学長であることを明確にし、学長の下に教学に関する運営組織として、学長、学部長、両学科長、事務局長で構成される運営評議会（隔週開催）が置かれている。

学部長の選任に関しては、学長とビジョンを共有できる者から、理事長及び学園長と学長が協議して選任される。教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めています。

3-1 学長

(1) 学長の責務（役割・職務範囲）

- ①学長は、学則第1条に掲げる「本学は、本山学園創業の精神に則り、最新の専門知識と高度な実践技能を備え、高質なヒューマンサービスを生み出し、職業専門業務を主導できる創造性豊かな人材を育成し、社会の進歩と健康増進及び福祉の向上に貢献することを目的とする。」という目的を達成するため、リーダーシップを発揮し、大学の教学事項を総攬し、所属教員を統督します。
- ②学長は、理事会から付与された範囲内で権限を行使します。
- ③所属教職員が、学長方針、中期的な計画、本法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。

(2) 学長補佐体制（学部長の役割）

- ①大学に学部長を置くことができるようにしており、本山学園教学組織規程において「学部長は、学長を補佐し、当該学部の事務を統括する。」としています。

3-2 教授会

(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）

大学の教学重要事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については岡山医療専門職大学教授会規程に定めています。

ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学

長が決定を行うに当たり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う私立大学は、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。**本山学園**は、ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保していきます。

4-1 学生に対して

（1）学生の学びの基礎単位である学部等においても、三つのポリシーを明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

① 3つのポリシー

ア 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

イ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

ウ 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

（2）自己点検・評価を実施し広く社会に公表するとともに、その結果に基づき学生の学修成果と進路実現にふさわしい教育の高度化、学修環境・内容等のさらなる整備・充実に取り組みます。

（3）ダイバーシティ・インクルージョン（多様性の受容）の理念を踏まえ、ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。

4-2 教職員等に対して

（1）教職協働

実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。

（2）ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、私立大学の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。

① ファカルティ・ディベロップメント：FD

ア 3つのポリシーの実質化と教育の質保証の取組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係る PDCA を毎年度明示します。

イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとに FD 推進組織を組織しており、年次計画に基づき取組みを推進します。

③スタッフ・ディベロップメント：SD

ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取組みを推進します。

イ SD 推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取組みを推進します。

ウ 教職協働に対応するため、事務職員等としての専門性、資質の高度化に向け、毎年度業務研修を行います。

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

①認証評価

全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本学も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。

また本学は専門職大学のため、5年以内ごとに文部科学大臣が認証する分野別の評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられています。

②自己点検及び評価結果等を踏まえた改善・改革（PDCAサイクル）の実施

教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。

③学内外への情報公開

自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。

(2) 社会貢献・地域連携

①本大学の有する知の資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。

②産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産官学等の結節点として機能します。

③地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。

④大規模災害への対応として、日常的に地域社会と減災活動に取り組みます。

⑤SDGs 達成に向けた取組み等を通じて、社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

①危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組みます。

ア大規模災害（地震、水害、感染症の蔓延等）

イ不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）

②災害防止、不祥事防止対策に取り組みます。

ア 学生・生徒等の安全安心対策

イ 減災・防災対策

ウ ハラスメント防止対策

エ 情報セキュリティ対策

オ その他のリスク防止対策

③事業継続計画の策定に取り組みます。

(2) 法令遵守のための体制整備

①全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、法令等という。）を遵守するよう、組織的に取り組みます。

②法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。

第5章 透明性の確保（情報公開）

本学は、高等教育の担い手として、公共性が高く、社会に優秀な人材を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。

大学の活動は、教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を担保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

公表すべき事項は学校教育法施行規則（第172条第2項）、教育職員免許法施行規則（第22条の6第1項）、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。

①教育・研究に資する情報公表

ア 大学の教育研究上の目的

イ 卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

ウ 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

- エ 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)
- オ 教育研究上の基本組織
- カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績
- キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況
- ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画
- ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準
- コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境
- サ 授業料、入学金等の大学が徴収する費用
- シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援
- ス 学生が修得すべき知識及び能力

②専門職大学に関する情報公表

- ア 教育課程連携協議会

③学校法人に関する情報公表

- ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書
- イ 寄附行為
- ウ 監事の監査報告書
- エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く。）
- オ 役員報酬に関する基準
- カ 事業報告書

(a) 法人の概要

- ・沿革、設置学校・学部・学科及び定員
- ・役員・評議員の氏名
- ・組織図

(b) 事業の概要

- ・主な事業の目的・計画及びその進捗状況

(c) 財務の概要

- ・収支及び財産（収支計算書、貸借対照表、損益計算書、財産目録）の状況

(2) 自主的な情報公開

法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。事例としては次のような項目があります。

①教育・研究に資する情報公開

- ア 大学間連携
- イ 地域連携並びに産学官連携
- ウ 設置計画履行状況報告書

(3) 情報公開の工夫等

- ①上記(1)③の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、各事務所に備え置き、請求があれば閲覧に供します。
- ②情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにし、公開します。
- ③公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポートレート」を活用するほか、学校要覧、入学案内、広報誌、各種パンフレット等の媒体も活用します。
- ④公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。